第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

我が国では、総人口が減少している一方で平均寿命は世界でも例のない最高水準となり、高齢化が進んでいます。令和元(2019)年度版高齢社会白書によると、平成 30(2018)年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口は 3,558 万人、高齢化率は 28.1％となっています。65 歳～74 歳人口の総人口に占める割合は 13.9%、75 歳以上人口の総人口に占める割合は 14.2％と 75 歳以上人口の割合が高くなっており、令和 47(2065)年には約 2.6 人に１人が 65 歳以上、約 3.9 人に１人が 75 歳以上になると見込まれています。

国ではこうした背景を踏まえ「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和７(2025)年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備に向け、本計画において具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けられました。

また、令和元(2019)年６月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の５つの柱に基づいて施策が推進されています。

本市の令和２(2020)年９月末現在の高齢化率は 39.2％と全国平均を上回り、75 歳以上の割合は 20.5％と高齢化は急速に進展しています。また、高齢単身者及び高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しており、高齢者を地域で見守り、支える仕組みづくりは急務となっています。

本市ではこれまで、平成 30(2018)年３月に「宇和島市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画＜2018 年度～2020 年度＞」(以下、「第７期計画」という。)を策定し、「だれもが健康で安心して暮らせるうわじま」を目指し、令和７(2025)年を見据えた「地域包括ケアシステム」を深化・推進して高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んできました。

上記背景を踏まえ引き続き「地域包括ケアシステム」の取組を継続するとともに、令和７(2025)年さらには令和 22(2040)年を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「宇和島市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」(以下、本計画という。)を策定するものです。

２.　法的位置付けについて

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第 20 条の８の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第 117 条に規定された計画で今回が第８期となります。

３.　計画の期間

本計画の計画期間は、令和３(2021)年度～令和５(2023)年度までの３か年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和７(2025)年の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

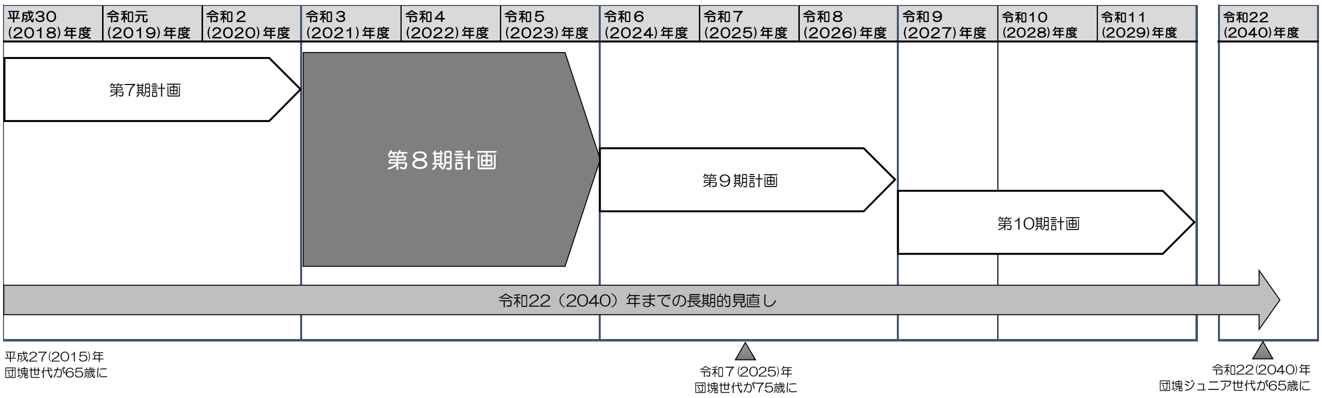

４． 他計画との関係

本計画は、第二次宇和島市総合計画を上位計画とし、高齢者の保健、医療、福祉及び居住に関する関連計画との調和を保ち策定しました。

さらに、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画、愛媛県地域保健医療計画との整合性を確保しました。

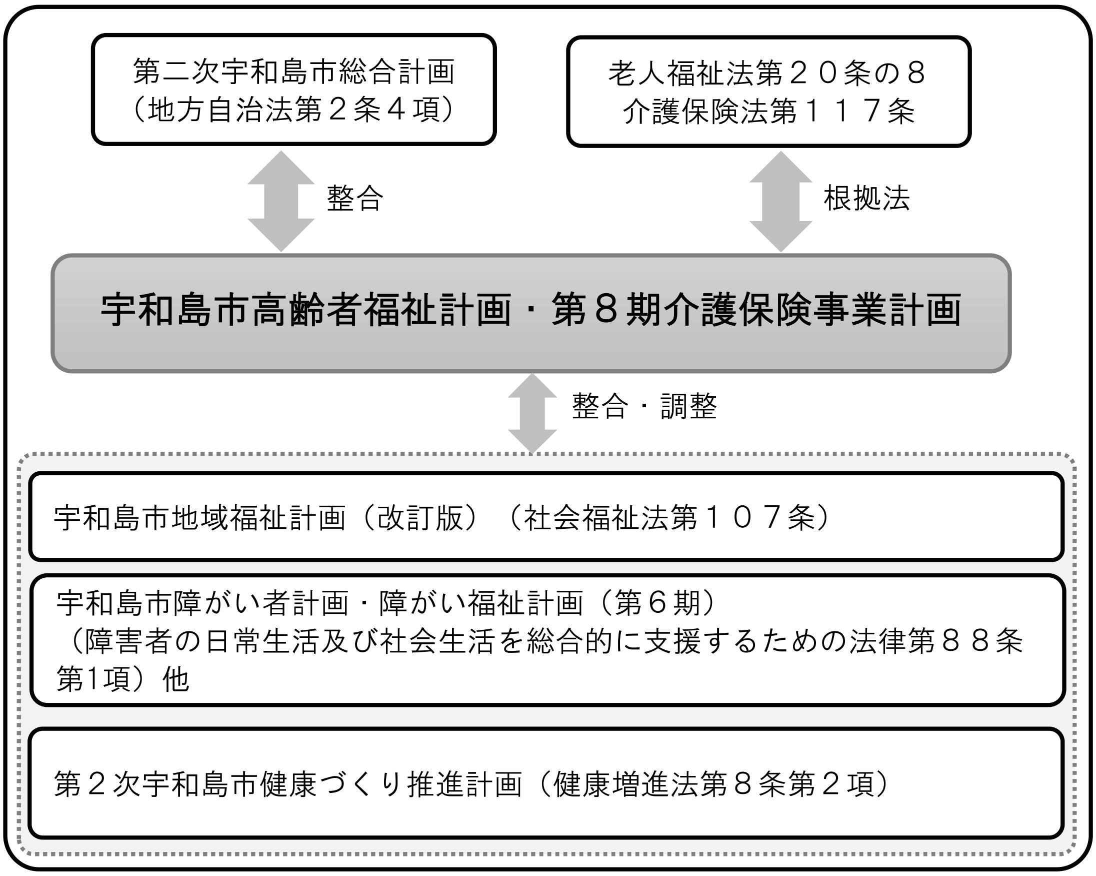

５．　計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会での協議・検討

関係者の意見を広く反映させるため、保健・医療・福祉の有識者及び本市内の各種団体、グループの代表者等で構成する「宇和島市介護保険運営協議会」により協議・検討を行い、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の検討や介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的に、本市在住の高齢者とその介護者を対象にした、日ごろの生活や健康・介護に関する実態等を調査する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) 事業所アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策や介護保険事業の検討に向けた基礎資料とすることを目的に、本市において介護サービスを提供する事業所に対し、取組の現状・課題ならびに今後の方向性等をうかがう「サービス事業提供者等現状把握調査」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に広く市民の意見を反映するため、本計画(素案)に対する意見募集のためのパブリックコメントを実施しました。

６． 介護保険制度改正のポイント

(1) 第８期計画の位置付け

第６期(平成 27 年度～29 年度）は「地域包括ケア計画構築の第１段階！」

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37(2025）年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで住み続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める。

第７期(平成 30 年度～令和２年度）は「地域包括ケア計画構築の第２段階！」

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

●地域包括ケアシステムの深化・推進
●介護保険制度の持続可能性の確保

第８期(令和３年度～5 年度）は「令和 22(2040)年を見据えた中長期計画」

● 2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
✓ 令和 22(2040）年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第８期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付ける
✓ 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る

● 地域共生社会の実現
✓ 理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組

● 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施）
✓ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進める
✓ そのための「環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行う
✓ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成する
✓ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図る
✓ 要介護(支援）者に対するリハビリテーションの目標設定

● 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
✓ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
✓ 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

● 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
✓ 普及啓発・本人発信支援
✓ 予防
✓ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
✓ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
✓ 研究開発・産業促進・国際展開

● 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
✓ 介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進める
✓ 総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進等による業務の効率化

● 災害や感染症対策に係る体制整備
✓ 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の実施や関係部局と連携し、災害や感染症の発生時に必要な物資(マスクやガウン等）についての備蓄・調達・輸送体制の整備

(2) 介護保険制度改正の主な内容

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和２年６月に成立しています。

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法・介護保険法】

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備
- 新たな事業及びその財政支援等の規定を創設し、関係法律の規定の整備

② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法・老人福祉法】

- 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定
- 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定
- 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、人口構造の変化の見通し勘案、高齢者向け住まいの設置状況の記載事項への追加、有料法人ホーム設置状況に関わる都道府県・市町村間の情報連携の強化

③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律】

- 厚生労働大臣は介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、高齢者の状態や介護サービスの情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる
- NDB や介護 DB 等の医療・介護情報の連携精度向上のため、履歴を活用し正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする
- 社会保険診療報酬支援基金の医療機関等情報化補助業務に、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加

④ 介護人材確保及び業務効率化の取組強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材の確保及び業務効率化の取組を追加
- 有料老人ホームの設置等に関わる届出事項の簡素化を図るための見直し
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに関わる５年間の経過措置をさらに５年延長

⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

- 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として相互の業務連携を推進する社会福祉連携法人制度を創設